

石巻市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年3月3日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部課等 産業部 産業推進課、商工課、観光課、水産課、水産基盤整備推進室、農林課、ニホンジカ対策室、農業基盤整備室及び産業部所管の行政機関
- 2 監査期間 令和3年12月22日から令和4年3月3日まで
- 3 監査対象範囲 平成30年10月から令和3年11月までに執行された一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。
なお、軽微な誤り等については、別途指導及び注意しました。

指 摘 事 項

1 法令に違反した事項又は不当で重大な事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済若しくは非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
観光課	団体管理事務 (平成30年度から令和3年度まで)	<p>「食彩・感動 いしのまき」観光推進協議会の団体事務において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられたので、適正に処理すること。</p> <p>なお、同様の事例が生じないように業務を適切かつ効率的に行えるようにルール化し、それを遵守する仕組みや体制を構築すること。</p> <p>(1) 会計年度</p> <p>規約は会計年度を「毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる」と定めるが、4月1日以降の現金の受入れ及び払出しについて、出納整理期間と同様の理解により前年度収支とする事例が見られたので、規約上の会計年度を遵守すること。</p> <p>なお、会計年度末までに確定した債権債務について、次年度の一定期間、現金の未収未払の整理を行うことが必要であれば、それを可とする旨を規約に規定する等し、処理の正当性を確保すること。</p> <p>(2) 支払事務</p> <p>次のとおり不適正な事務処理が見受けられたので、今後は公金に準じた事務処理とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払遅延（請求から支払いまで2か月弱を要した事例があり、行政機関が事務局を務める団体としては適当ではない。） ・立替払い ・領収書の日付指定 <p>(3) 郵便切手</p> <p>郵便切手の受入・使用の記録がないので、今後は記録すること。</p>